

2019年4月9日

お客さま各位

きらぼし銀行

改元・10連休にかかる各種対応について（その2） 「2019年2月20日リリース（その1）の更新」

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

2019年5月1日の改元、および、同日が祝日となることに伴い、4月27日（土）から5月6日（月）までが10連休となります。弊行においても、お客さまに極力ご不便をおかけすることの無いよう準備を進めてまいりますが、一部やむをえずお客さまにお手数をおかけする場合がございます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【改元に関わるQ&A】

Q1 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか？

A1：

2019年5月以降も、「平成」表記の帳票・書式類はそのままご使用いただけます。

新元号の帳票類をご用意するまで一定のお時間をいただきますので、大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

「平成」が記載されている帳票・書式類につきましては、以下の2通りのご記入方法のどちらでも、ご使用いただけます。

①「平成」のまま使用する場合：「平成」表記のままでもご使用いただけます。

（例）平成 31年5月7日

②「新元号」に訂正する場合：新元号を使用する場合は「平成」に二重線を引き、「令和」をご記入ください。原則、訂正印は不要です。

令和 令和
（例）平成 元年5月7日、平成 1年5月7日

なお、法令等の規定により、上記以外の記入方法になる場合もございますので、ご了承ください。

Q2 手形・小切手はそのまま使用できますか？

A2：

2019年5月以降も、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類をご使用いただけます。

ご使用の際は、Q1の要領で、「平成」表記のままご記入いただくか、または、新元号を使用する場合は、二重線で訂正し、新元号をご記入ください。訂正印は不要です。

なお、「令和」表記の手形・小切手帳の作成に相応の時間を要するため、2019年5月以降も当面の間は「平成」表記の手形・小切手帳を発行する予定です。

大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q3 西暦を使用してもよいのか？

A3：

帳票・書式類の中には「 年 月 日」のように和暦表示の無いものもあります。この場合は、「令和元年（1年）」または「2019年」のように、和暦・西暦どちらでもご使用いただけます。

（次頁へつづく）

Q 4 「平成」が記載されている官公署発行の証明書等は使用できますか？

A 4 :

「平成」が記載されている官公署発行の証明書等は、2019年5月以降に発行されたものも含め、ご使用いただけます。

なお、証明書等のご使用にあたっては有効期限の定めがございます。

詳細につきましては、お取引店までお問い合わせください。

【10連休に関わるQ&A】

Q 5 10連休に伴い、銀行取引にどのような影響がありますか？

A 5 :

- 10連休となることにより、銀行窓口では連休前後に受付が集中し、通常よりも取引完了にお時間をいただく場合がございます。
- 連休前後を指定日とするお取引（総合振込、給与振込、口座振替、税公金納付等）について、通常に比べて持込期限が大幅に早くなります。また、4月27（土）～5月6日（月）はお振込等の指定日とすることはできません。各サービスの受付期限等の詳細については、「改元・10連休に伴う総合振込・給与振込・口座振替・代金回収・地方税一括サービスにかかるお知らせ」（2019年2月22日ホームページ掲載分）をご参照ください。
- 10連休前に受付いたしましたキャッシュカードの（再）発行や通常月末・月初等にお送りしているお客さま宛の通知物について、10連休明け以降の送付となることが想定されます。
- 10連休中、ATMは原則通常稼働します。10連休中のATMの稼働時間詳細については、「10連休におけるきらぼし銀行ATM・その他サービスの営業日時のご案内」（2019年4月1日ホームページ掲載分）をご参照ください。
- インターネットバンキング（きらぼしホームダイレクト・きらぼしビジネスネット（外為サービス、外為ネット受付サービス、きらぼしでんさいサービスを含みます）等）の一部サービスにおいて、振込指定日や納付日の和暦年の入力等で注意点がございます。詳細については、「改元に伴うきらぼしビジネスネット・EBサービスにおけるご留意事項のご案内」（2019年3月8日付ホームページ掲載分）をご参照ください。
- その他、お客さまにご留意いただく必要がある事項につきまして、順次、ホームページ等によりご案内申し上げます。

Q 6 4月27日（土）～5月6日（月）に満期を迎える定期預金の取扱いはどうなりますか？

A 6 :

○円定期預金の満期日に変更はございません。

なお、4月27日（土）～5月6日（月）に満期日が到来する「非継続扱い」かつ、満期時にご指定の預金口座へ元利金を入金する定期預金口座のお取扱いは、以下の通りとなります。

【旧東京都民銀行店舗で作成された円定期預金の場合】

- ・原則、お取扱いはしてありませんが、きらぼしホームダイレクトの「満期解約予約のサービス」をご利用いただいた場合のみ、「満期日当日」に元利金をご指定の預金口座へ入金されます。

【旧八千代銀行店舗で作成された円定期預金の場合】

- ・定期預金の元利金は「5月7日（火）」にご指定の預金口座へ入金されます。

【旧新銀行東京店舗で作成された円定期預金の場合】

- ・定期預金の元利金は「満期日当日」にご指定の預金口座へ入金されます。

（次頁へつづく）

○外貨定期預金の満期日等のお取扱いは、以下の通りとなります。

【旧東京都民銀行店舗で作成された外貨定期預金の場合】

- ・満期日等の変更はございません。

【旧八千代銀行店舗で作成された外貨定期預金の場合】

- ・満期日が4月30日(火)、5月1日(水)、5月2日(木)の外貨定期預金は満期日が変更となります。

満期日(変更前)	満期日(変更後)
4月30日(火)	4月26日(金)
5月1日(水)	5月7日(火)
5月2日(木)	5月7日(火)

- ・上記満期日が、新規お預入から初回の満期日となる場合は、口座番号も変更となります。

詳細につきましては、お取引店までお問い合わせください。

【旧新銀行東京店舗で作成された外貨定期預金の場合】

- ・満期日等の変更はございません。

Q7 4月30日(火)、5月1日(水)、5月2日(木)に期日が到来する借入金はどうなりますか？

A7 :

休日調整により、ご返済日が前営業日(4月26日(金))または翌営業日(5月7日(火))に変更となります。これに伴いまして、お手元のご返済予定表に記載されているご返済日やご返済金額が、実際と異なる場合がございます。詳細については、「10連休中にご返済日が到来するお借入について」(2019年3月25日ホームページ掲載分)をご参照ください。

【きらぼし銀行の行員になりすまし、キャッシュカードを騙し取る詐欺にご注意ください】

改元・10連休にかかる対応や2018年5月1日の当行の合併に関連して、きらぼし銀行の行員や全国銀行協会等の関係者が、キャッシュカードをお預かりすること、および暗証番号をお聞きすることは一切ありませんので、十分ご注意ください。

以上

ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。